

# 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）について

平成 26 年 5 月  
こども未来部 保育課

## 1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向け、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の制定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称)川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準条例」及び「(仮称)川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準条例施行規則」として制定される予定です。

## 2 内容

条例を定めるに当たっては、府・省令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、府・省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されております。

定義

類型	類型の説明
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。



### 3 施行期日

平成27年4月1日

### 4 その他

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。